

北海道規則第62号

北海道宿泊税条例の施行期日を定める規則

北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。ただし、同条例附則第4項の規定の施行期日は、令和7年9月1日とする。